

2. 幼稚園制度

項目	内容
(1)名称	幼稚園
(2)監督官庁	文部省
(3)根拠法	学校教育法（第77条～82条）
(4)目的	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校教育施設。豊かな生活体験を通じて自我の形成を図り、「生きる力」の基礎を培うこと。
(5)利用児童の定義	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児
(6)職員の種類 (最低基準)	園長、教頭及び教諭（教頭は特別な事情がある場合は置かないことができる）
(7)目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 2. 集団生活の体験から喜んで参加する態度、協同、自主・自律の精神の芽生えを養うこと。 3. 身辺の社会生活と事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと 4. 言語の正しい使い方を導き、童話・絵本に対する興味を養うこと。 5. 音楽、遊戯、絵画等により創作的な表現に対する興味を養うこと。
(8)設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一学級の幼児数は35人以下を原則とする。 2. 学級は学年のはじめの日の前日時点で同一年齢の幼児で構成する。 3. 各学級ごとに少なくとも専任の教諭1人を配置しなければならない。 4. 施設建物の設置基準は、幼児の教育上適切で安全な環境に定めなければならない。
(9)保育時間	1日4時間、年間39週を標準とするが、地域の実情や保護者の要請などに応じて、弾力的な対応をしていくことが適当。 預かり保育を行う場合、一日4時間を超える長時間の保育となる。
(10)費用料金	運営費は設置者が負担し、利用者から一律の料金を徴収する。
(11)内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心身の健康を培う活動を積極的に取り入れること 2. 自然体験、社会体験などの直接的、具体的な生活体験を重視すること 3. 幼児期にふさわしい知的発達を促す教育の在り方を明確に示すこと 4. 自我が芽生え、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達特性に応じたきめ細かな対応を図ること。 5. 集団との関わりとの中で幼児の自己実現を図ること

表B 各国保育制度の特徴

アメリカ	就労支援としての保育	貧困対策としての保育	自由契約としての保育	州ごとの多様な保育制度
カナダ	低所得家庭への保育による支援	中流階層家庭への教育支援的保育	家庭的保育を中心としたサービス	州ごとの多様な保育制度
ドイツ	学童期までの総合的保育	3歳以上の就園権	州ごとの多様な保育制度	保育者の多様な資格
イギリス	就学前児童ケアの教育所管への一元化	福祉的対応としての保育	民間主体の保育	多様な保育サービスの形態
スウェーデン	就学前児童ケアの教育所管への一元化	家庭育児との連動	家庭的な園舎建築と保育スタイル	保育所単位の運営責任方式の導入による効率化の促進
フランス	特有スタイルの幼保一元化と保健重視	2歳児からの就園	家庭的保育者の個人事業化	乳幼児手当による保育サービスの利用
ニュージーランド	就学前児童ケアの教育所管への一元化	疑似バウチャー制度	親教育・家庭支援の改革	-----

(出典) 平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業) 報告書5/6、P425を加筆修正